

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十三年度に係る鳥取県信用保証協会の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第四号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十三年度にかかる鳥取県信用保証協会の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十四年三月三日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
同	萩 原 治 郎
同	千代西尾 泰 章

同 杉 谷 正 雄
 監 査 簡 所 執 行 年 月 日
 鳥取県信用保証協会 昭和三十四年一月十三日

鳥取県信用保証協会

本協会の監査は、昭和三十三年十一月末日現在をもつて毎年累がきよ、出している出えん、金の運用状況その他協会業務全般に亘り慎重実施した。その結果累出えん、金は、市町村及び金融機関等の出えん、金とともに有効適切に協会運営基金として活用され、保証業務は著しく拡大して伸張を示し、県下中小企業金融の円滑化と高利債の正常金融切替等に資し、その運営状況は概ね良好と認められた。しかしながら個々の業務内容を検討してみると、後述するように、更に基金の造成、保証の拡大、償還の促進及び代位弁済金の回収等に一層の努力を要し、更にまた内部的には協会人事、機構の整備、組織体制の確立等につき留意検討の余地が少なくないので、これらの諸点を慎重考慮し協会業務の健全運営に格別の配慮を要望する。

なお業務の状況並びに意見等は、概ね次のとおりである。
一 出えん金状況

(県分)		昭和三十二年以前	七千八百万円
		昭和三十三年度	四百万円
小計			八千二百万円
(その他分)			
市町村	鳥取市	五千八百三十五万円	
内訳	米子市	五千一百八十万円	
	倉吉市	三百五十万円	
	境港市	二百十万円	
	金融機関	九十五万円	
	業者団体	一百一十万円	
小計		一万一千円	
小計		五千九百四十七万一千円	

合計 一億四千一百四十七万一千円

であつて、前期末一億三千七百三十二万一千円に対し当期(十一月末)では四百十五万円増加している。このうちわけは県四百万円、市十万円、金融機関五万円となつてゐる。

なおこのほか前期利益金二百二十一万二千三百八十四円を加え、保証基金総計は一億四千三百六十八万二千四百八十四円であり、保険公庫三千百万円、鳥取、米子、倉吉市及び岩美町六百九十万円計三千七百九十万円の借入金も基金に準じて運用されている。

二 保証業務について

1 保証状況は

年度別	保証申込		拒絶		取消		査定減		保証承諾		保証承諾累計		保証現在額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
三〇年度末	一、七四七	八六、三七九	二	四、五七〇	五九	三、一〇〇	一四六	三、七〇二、六七七	八二、七三九	一、六七七	八三、七三九	七三	三、六、六、六	
三一年度中	八五三	二七、六四〇			八	五、一〇四	一四	四、〇〇〇	一、三三三	二、五三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、七、〇、〇	
三二年度中	一、三三九	五二、六四四			四	一、〇〇〇	一四	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五、七、〇、〇	
三三年度中	一、一六〇	一、五八四、八八七					二	二、〇〇〇	五、八四四、五七五	五、八四四、五七五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、八、八、〇	
計	五、〇〇九	一、三、五、九、七五五	二	四、五七〇	七	一、〇〇〇	一六四	一、三、六、〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七、六、三、〇、〇	

(単位千円)

であつて当期中自四月至十一月における保証申込に対し保証承諾額は五億八千四百余万円(一、一六〇件)

である。この保証状況を前々期(三一年中)をもとに前期と比較してみると、前期は金額において一・五七倍、件数において一・八八倍の増加を示し、更に当期では金額において二・一六倍に著増し、保証一件当りの金額も三十二万円から五十万円に増加している。これは主として小口保証制度(現在三十万円)の拡大と滞貸資金のあつせん及び高利債の正常金融切替等の施

策によるものと思われる。

またこのうち小口保証についてはその利用価値が一般に認識され、その状況は

前々期	四五〇件	五千二百五十七万五千円
前期	八三四件	一億二千一百八十一万八千円
当期(十一月末)	六六五件	一億一千五百七十二万三千円

と逐年増加を辿り、前期は前々期に比し金額において二・四倍の好成績を示してゐる。

2 保証後の処理状況は

(単位千円)

年度別	保証承諾(A)		保証後取消		償還額(B)		代位弁済額(C)		期末、月末保証現在額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
三〇年度末	一、六七七	八三、七五九	九二	五、四四六	四九、七九六	五、二一〇	一〇四	五〇、八二二	六、五二五	七三	二六五、六六五
三一年度中	八四	三、七〇、四六一	四	一八、四四六	一〇、六九九	七〇、七	六	一九、七九五	七、三二一	一〇〇八	三三七、三四六
三二年度中	一、三三五	五〇、七、四四四	三六	三、七四八	二七四、九五九	五四、一	七五	二〇、三三〇	四、一三、一〇〇	一、五〇〇	五二六、八七七
三三年一四	二、二〇〇	五八、四、六七	三	五、四九〇	二六、七、二九	四、七	八	一六、三三三	三、八、一、九〇	一、九〇	七六、三三三
累 計	五、〇〇七	二、一、五七、七〇	一八六	一、三、一、四〇〇	一、一、五、七、三九	五、三、〇	三三三	一〇六、〇四四	四、九、九、七	四、九、九	一、三、七、三、三三

であつて、業務開始以来の保証承諾累計額は二十一億七千五百余万円に上つたが、このうち承諾後取消一億三千三百余万円を差し引き、実保証額は二十億四千二百余万円である。これに対し償還額は十一億五千二百余

万円であつて未償還額は八億九千余万円であるが、このうち代位弁済元金一億八百余万円の保証債務を履行しているの、結局七億八千二百余万円が十一月末現在保証元金である。

3 代位弁済後における回収状況は

(単位千円)

年度別	代位弁済額		回収額		回収率 本県分 全国平均	求償権償却額		代位弁済現在額	
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額
三〇年度末	二、八	六、一、四	三〇	一〇、〇、三三	三三%	一、八	三、八、四	一一〇	三、七、五、九

年度別	代位弁済額		回収額		回収率 本県分 全国平均	求償権償却額		代位弁済現在額	
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額
三一年度中	七	三、九、四	一	七、一、九	三	一、五	三、八、三三	一、三	五〇、二、五
三二年度中	七五	二、四、一、八二	一七	二、六、三	四	五	二、三、三	一、八	六〇、四、三
三三年一四	八	六、一、〇、五	三	一、四、七、九	三	六	二、四、五	二、四	六、八、〇、九
計	九二	二、七、五、七	二六	四、六、三	三三%	六	九、六、八	二、四	六、八、〇、九

であつて、代位弁済総額元利合わせて一億二千七百余万円に対し、五千四百余万円を回収(回収率四三%、十月末全国平均の回収率四八%)し、このほか回収不能のため九百余万円を求償権償却としているので、これを差し引き六千三百余万円が代位弁済現在額となる。

三 残高試算並びに收支予算状況

1 合計残高試算は別表一のとおりであつて、いずれも関係諸帳簿、証書類及び銀行残高証明額と照合した結果、誤りのないことを確認した。

2 收支予算の執行状況は別表二のとおりであつて、費目のうちには既に予算超過支出しているものがある。

四 役職員の状況

役職員は理事一七名、監事三名、職員一八名(内三名米子駐在)によつて構成されており、このほか鳥取、米子、倉吉の三地区に予備審査委員二〇名を委嘱している。

五 監査結果から見た意見

三十四年一月十二付発商第一号「実地検査の結果について」を以つて通知にかかる知事指摘事項は何れも留意改善を要するが、なおこれと重複する点もあるが次の事項の改善について努力を要する。

- 1 出えん金について
保証基金対保証現在高の割合は
(4) 保証基金だけで見た場合

一般分 一五・六倍 計 六・〇倍
 復興分 二・一倍
 一般分 八・一倍 計 四・七倍
 復興分 二・一倍

であつて、総轄的には未だ必ずしも保証過大ともいえないが、保証基金一般分だけについて見たときは保証限度をはるかに超過し、なお保証増高のすう勢を併せて考へるとき、基金のぜい弱が痛感せられるので、これが造成が緊要である。

また前述のとおり、出えん金のほとんどは県、市分であるが、市ごとの保証実態と出えんとの間にアンバランスが見受けられるので、出えん金の少い向に對してはこれが増額方を要請して均衡を図るとともに、郡部にも可成り保証業務の伸張を見ているので、関係町村からの出えん金促進につき努力の要がある。

なお保険公庫借入金金の枠の拡大についても努力を望む。

2 保証事務について

(一) 専務専決による小口保証限度の引上(現在三十万円)により融資保証の迅速化が期せられ、件数及び金額とも著しく伸びているが、なお狭小の憾があるので他県の実例等を勘案し、少くとも五十万円程度まで限度額の拡大につき考慮が望ましい。

(二) 保証申込に對する信用調査は慎重を期している。担保の取得又は信用保険付保については知事の指摘もあるが、なお百万円以下五十万円までのものについても、火災復興救済特別融資切替え保証の如く比較的長期又は信用度の薄いものについては努めて担保の取得、保険付保の措置が望ましい。

(三) 代位弁済後の回収に當つては、民事調停その他による努力の結果現在額の前年度末対比三百八十余万円の増は保証総額の伸びに比し必ずしも大といえないが、回収率四三%は全国平均四八%に比較するとなお低調であり、更に今後代位弁済が増加する傾向にあるので適切なる回収計画の樹立と

担当陣容の強化を図り、早期回収に格段の努力が望まれる。

四 代位弁済に伴う求債権償却額は、監査時現在九百余万円(業務開始以来の累計額)あり利益相殺する予定であつたが、償却額は今後更に増加の見込であるので、連帯保証の完全履行を強力に図らしめるとともに裁判所の調停、示談等による債権確保に一層配慮し、欠損の抑制につき特に努力が必要である。

3 機構組織及び処務体制の確立について

(一) 職員の概ねの事務分担はなされているが、更に機構組織及び処務体制を確立し、所要諸規程を整備し、責任分野の明確化と事務処理の適正、迅速、能率化を期すべきである。

なお機構組織の確立に併せ給与制度の検討、就中役付手当支給制度等考究の要がある。

(二) 西部地区には米子に駐在員を設け、職員三名が配置されているが、業務の実態からして中部地区

にも駐在員設置の考慮が必要と思われ。

(三) 予備審査制度は、業務の迅速化と経費の節減から協会役職員活動の充実強化に伴つて逐次廃止することが望ましい。

4 経理事務その他

(一) 保証料は、被保証債務額に對し年三分以内となつてゐるが、實質的には八月から従来の普通、信用保険付保別の料率を改め、一般分二分四厘、復興分一分五厘に改訂しているが、この保証料率は現段階としては一応妥当と認められる。しかし漸次一般、復興分の均等化並びに料率の引下げが望まれる。

(二) この保証料は、金融機関が代理徴收しその報告に基き受入処理しているが、既に保証貸付となつたものの保証料未達が可成りあるので、関係金融機関と一層密接な連けいをとり早期に処理すべきである。

なお金融機関からの貸付報告がないものに保証料

